

# 現状

児童相談所（都道府県、政令市ごとに組織体系は異なる）

## 「主な業務内容」

- ・各種面接相談業務（養護〔虐待含む〕、発達、非行、不登校、性格行動、障害、里親等に関するもの）
- ・関係機関とのケースカンファレンス
- ・家庭訪問
- ・要保護児童対策協議会への参加
- ・児童福祉施設入所児童のケア
- ・里親委託された児童のケアなど
- ・保護者の同意または、職権による児童の一時保護
- ・児童福祉法第28条による児童の児童福祉施設への入所（家庭裁判所の承認による入所）に係る事務処理等

ケースワーカーと児童心理司が協力して対応

## 「相談課」

相談係；ケースワーカー  
 ・福祉専門職（児童福祉司（社会福祉士等））  
 ・一般行政職、新規採用で児相に配属されるような児相経験のない福祉専門職：注1参照  
 ・警察からの出向職員  
 業務：左記業務について、児童心理司と協力しながらクライアントへの最善の援助が何かを中心となって考えていく

判定係；児童心理司（発達検査担当）  
 ・福祉専門職中心（公認心理師等）  
 業務：関わる児童に合わせて、様々な発達検査を実施し、検査結果をケースワーカーと共有し、クライアントの支援に繋げる

情報共有

相談

解答

## 「一時保護課」

・福祉専門職中心  
 一時保護児童のケアと日常生活における児童の経過観察を行う。

## 弁護士

28条に基づく、児童の児童福祉施設入所承認に係る家庭裁判所への申立手続や、法的対応へのアドバイス（職権による児童の一時保護等）

注1)

一般行政職については、面接業務の経験がないので、様々な研修を受けつつ経験豊かな福祉専門職員の面接に同席し、面接技能を実践場面で学ぶなど、丁寧で長期間のOJTにより、徐々に専門性が高まり、一人前のケースワーカーに成長する。（福祉専門職といえども、児相経験のない者は一定の研修が必要）

「研修例」

- ・面接ロールプレイ
- ・SOSA活用法
- ・家族療法
- ・動機づけ面接法
- ・ピカジップ法など

上記のような研修と丁寧なOJTを一年半ほど受けると、それなりなケースワーカーに育つ。

★一人前のケースワーカーを育てるのは実際のところ非常に大変なこと。しかし、このしっかりとした研修を積み重ねれば、結局、職員、組織とともに疲弊し、児相の専門性が低下し、クライアントへの十分な支援ができなくなる。

## 「現状の課題」

児童相談所の虐待対応件数の急激な増加によりマンパワーを補うために児童相談所職員が増員されてはきた。しかし、一般行政職や新規採用の福祉専門職による増員が中心であるため、本来なら児童相談所において十分な研修を行う必要があるが、虐待対応に追われる今の児童相談所では以前のように丁寧な研修を行えない状況にある。結果として、一般行政職が専門性の低いケースワーカーとして働かざるを得ない状況が生まれ、全体として児童相談所の専門性が下がってしまうことに繋がる。この状況は相談に来るクライアントにとっても良い環境とは言えないし、専門性を持たない未熟なケースワーカーは面接や家庭訪問において日常的に浴びせられる罵詈雑言といった強いストレスをコントロールできずに精神を病み休職、退職してしまうものが後を絶たない。また、しっかりとしたケースワークができない職員が増えるということは、被虐待児の状況を的確にアセスメントできないことに繋がり、それは被虐待児の生命にかかわるようなリスクを高めることになる。組織内でこのような危機意識が高まると、ベテラン職員による新人職員に対する詰問の対応が繰り返される厳しいケース管理が発生し、児童相談所内でパワハラが日常化することになる。こうなると経験の浅い職員は委縮し上司に相談できないどころか、都合の悪いことを隠してしまうような精神状態にまで追い込まれてしまい、休職や退職に追い込まれる場合もある。この悪循環が今の児童相談所における大きな問題ではないだろうか。児童相談所において、新人を一人前のケースワーカーに育てることができるような組織体系を構築することが非常に重要である。

# 今後

児童相談所が日常業務を行いながらケースワーカーを育てられる体制（案）

## 虐待初動対応課を新設

虐待通報受理後の安否確認のための家庭訪問といったインテーク対応や、職権による児童の一時保護等を担当する（危険は伴うが十分な面接技能がなければできない業務ではないため、人事異動により配置された経験不足の一般行政職でも対応可能。危険が伴うので警察からの出向職員と一緒に行動する。継続的なケースワークを行わないので、研修等を受ける時間ができる

・未経験の一般行政職  
 ・新規採用福祉専門職

警察からの出向職員  
 （固定配置し、相談課への配置転換はしない）

研修

転配

「ベテラン福祉専門職や外部講師による各種面接技能研修」

- ・面接ロールプレイ
- ・SOSA活用法
- ・家族療法
- ・動機づけ面接法
- ・ピカジップ法など

児童福祉司の資格取得講座

一人前のケースワーカーに育った職員を相談課に配属すれば、児相の専門性が維持され、職員個人、組織全体のストレス軽減につながる

## 相談課

各種面接・相談や、虐待初動対応課がインテーク対応したケースを引き継ぎ対応

福祉専門職

+

有資格一般行政職  
 （OJTを終了した者）

- ・各種面接相談業務（養護〔虐待含む〕、発達、非行、不登校、性格行動、障害、里親等に関するもの）
- ・関係機関とのケースカンファレンス
- ・家庭訪問
- ・一時保護児童との面接
- ・要保護児童対策協議会への参加
- ・児童福祉施設入所児童のケア
- ・里親委託された児童のケアなど
- ・保護者の同意または、職権による児童の一時保護
- ・児童福祉法第28条による児童の児童福祉施設への入所（家庭裁判所の承認による入所）に係る事務処理

★こうした非常に特別な対人業務を適正に行うには現場での経験が最も重要となる